



114
A 2591

摠論

大正十一年四月
大隈侯爵邸寄贈



一民力を総合し條理を正し内外之事務を決して國益民
福を増加せらるるは是を政府といふ政府を治むる者及び
治免らるる者を惣稱する辭にして即ち官民を兼言あり
故に此人を尊卑の等級ありて全國政刑の大綱を執
る者を主長本憲と稱し其命令を仰ぎ其權は因り萬事
を奉行せらるるを之を屬司と稱す

共和政體

一惣て開化の全うせらるる政府に於ては立法行法の二權を君主即
ち主長の一身に歸す故に若し此兩權を一身に兼て持平

の準を失ふ時に其勢偏重に過きて人民自主の公権を破る
に至るあり我英國の如き然るに此の偏重を防らん為
に主長の権を二つに分ち立法の権を議政院に歸し行法の
権を王家に屬せ

一議政院を上古より漸を逐い今日の隆盛に至りしことあり
故に^其由^其來^其を又^其獻^其の徴^其を^其爲^其すとの^其あり且^其巴力門^其の^其原^其語^其を^其い^其ふ
辭ハ原と佛蘭西の語にして中古より之を唱へ國民集議の
義を含みつて凡八百年前佛の国王ロバート第七世の時國會
を巴力門を稱せし其濫觴あり然るときもノルマン

語を未だ英國に用いざりし以前既に大會或君子集議と
稱せりといふり軍國の大事を國中より大の會議をなし
決定せしめあり又ノルマン朝の初も亦此に類せし事あり
りて後アルフレッド王一統の時及い新王令を下して毎歳
二度の會議を爲す事定ぬしあり尤も巴力門即
ち議政院ハ其事甚く深遠にして殆ん其國祚を長久を
俱くす爲す事とあり一朝の苟且より立ちしことあり
あらざるを慮し然るも其會議の章程如何にして民會
亦同時に設けしや且何れの頃より起りしや等を考ふる

至て古学家の論紛として今も一定せし想ふも現今
の如く一定の法則を設けて議政院を立しよと凡五百年
の前後はありし即ち今其大畧を七回に分ち覽者の便
具ふ

第一回 會議の法則及時限

第二回 院中之位を備ふべき定員

第三回 議院一体に屬したる章程及規例

第四回 各局特有の章程及定規

第五回 同上

第六回 兩局にて法律を創制する法則

第七回 議院を閉閉し或は時限を緩延する摸

様

第一回 會議の法則及時限

一議政院を恣に開くことを得ず必ら國王の勅書を奉せし
后は相會するあり又之を散集せしむる權を王家の特有
にして實に弊を防ぎ害を避るる良法ありとす其故
を今若し議員をして隨意に集會せしむる權を附与
する時議政の定員及上下の兩局等各其意を任し一定

時日は於て一定の地は會合するところあり其弊一半も集る
と雖も一半も集らざるに至るなり若し斯散集の定度
を失ふ時を集る者と集らざる者と何れを議員と爲す
へまよを知らず散集混合して議論協同せむ竟ま
言ふ處ありざるの弊害を生じし故に是を防ぐ一
定の時と一定の地を示して齊しく徴召をあり散員なき
とを要するあり亦も此徴召の大権は院中二員に限らる
と成得しして能く此の特権を任すへまよ唯王を以て
然りせざるあり是也是其旨意の立定して偏頗なく一身
より立法の一派を兼ね且議院を開きざる時於ても政務
を裁断するに権を持つる故に此一人を除く時更に
議員を徴召し起者ありを認めあり
一議員を一歳一回或は止む可からざる事故あり尤も教
回召集するは是國家古来の法律にして其権を王
家に附せしことあり然れども此法律は必ず毎歳
新に議員を召集する理を言はざるあり蓋
し議院を元と人民の冤枉を雪き其窮苦を救い且つ
止むを得ざる事故を決定するか爲九年の集會を

議員ヲ許せしむるなり然るは現今ムニテイリーアクト等
いふ券書ありて政府の一年を支申るべき錢糧を議院
にて調達するの故に此の券書を書替申るべき為必ず議
院を二歳は一回開きざるを得ざるに至り

註一歳用度
の横書

第二回

法及ハ以
及
化師と
改ハベシ

一議政院參典の議員を王家を主席として其他を全國の
紳民三種を以て之をなす一を法官化師といひ二を紳士といひ三
を民生といふて王家と此三種の紳民と相合して一國の
政府をなすあり且議員の集會する時ハ王家親ら出
席をなし或は代員を出して會合せしむると常例な
る故に若し王家より此手数を為さる時ハ議院を開
く事を得ざるあり尤も之を開く時其法亦開く
時より其ある事あり

一此の如く紳民相集るは政体をして各局の勢を平均せし
め偏重の患を防ぐべき為に行政の權をして立法權
中の一派とし或は專横を抑制して執中の法を設けざる
を得ば是は立法行政の兩權をして同一であらしむる時
ハ其勢漸侵して終に虐政を施し居るを恐るるを固よ

り論を待たせざりし若し兩權岐分して互に仇視をあり
議論矛盾するに至る時を亦大に国民被害ある事少
あらば故に此弊を防ぐ為に行政の大權を握る王家を
以て議員の中より入る立法官の一人を以て議院より附
与し多る立法の一部を王家をして政事を議定せしむ
り之を排斥せしむると頗る重しとせしむ是以て立法
行政の兩權常は其中を得て弊害を防ぐに充分あり
一王家現今既定の法律を恣に改革するを能すと雖も
兩局にて討論をあり一定多るよを可否せざるの權を有
せざるあり故に立法官に於ては行政官の允許なき時を
現今既定の法律を施行せざるは就其權を屈抑せざるを
能はず又現今の法律に於て若し不便のありし時三局
必ず一致せし后に改革をせしむると雖も各局皆特有の
權を有するに因り他局の定議を否みて互に相鉗制する
なり其法議政官のありては下院に於て上院を抑制し
上院にては下院を抑制して王家より又上下の兩院を抑
制するあり行政に至りては上下の兩院に於て王家を抑
制し其專横を防ぐあり

一王家が掌握する行政の権を更に一定の規畫をなし
之をして超越せしめざるが為^るに兩院の特権より其
政令の失當を督さしむ即ち其法の輔相の曲直を糾弾
して若し虐政を施す時ハ其罪を罰するあり^{此罪ハ王}
^{を罰するの理あり是名分を正す所以あり}此の如く国政ニ參
与するとの彼此相繕治して一個の金匱を保護す^{此罪ハ王}
各局の^時殊典より上下齊しあるに兩院和ら^るにして解
するに至らしめざるが為^る又王家を立て議院中の一人
為し行法の全權を任して之を惣括せしむるあり

一議政院參與し議員中にて王家及輔相を別し其事を
記すとのあるを其書に譲りて此は上下兩局の人
員を説^く第二等即ち法官をカントルブルリ^地及ヨル
ク^地乃大法官ロンドン^地名ドユルハム^地ウヤン^地チェストル^地名の法
官及英蘭土中にて政事は預る法官二十三人等として
其順序を道を得るの前後に従ひ列席をなし其他伊
耳蘭土の法官四人を輪番を以て議院に列せらるあり^物
此等の法官ハ律例に拠り考ふるに紳士と異^しして政を
議はるに紳士と同一ならざるあり去るに^も現今の事

實に就て見る時ハ紳士と混同して之を保^撰挙する事亦
同じ法則採用し惣稱して貴族と言ふ

一第三等即ち紳士を國中の貴族として其爵級の差は關ら
ざるも平民は少くはる輩^是あり其内猶昔時貴族の
相集りて國事ヲ議せし餘風を存し世襲の者あり又
國家に勤勞ありて新に叙爵せし者あり且蘇格蘭土位
は後より同列貴族の名代として十六人の紳士保^撰挙
し毎年新に交替をあたしめし伊耳蘭土合併に到り
更に同列の紳士廿八人を加へ其貴族の名代と^是なる事
一世の間議員に任ぜらるるを定めたり但し此二列の者ハ世襲
は^是故に紳士の數ハ王家の權より任意に之を増し
且功臣に叙爵ある者ありより定員あり^局事なし
一第四等即ち平民とハ平常の國民にして上院に列^局は
爵位を持たざる者あり是を其人親ら議院に列
し或は名代人を出して事ヲ議するの權あり凡平民自主
の通義を得るる國に於て平民各自ら其身を主宰し
其權を得るより此公權を相合する時を國の平民皆
立法官に一分ある事著明あり故に國の封疆廣

らば住民の数を以てして事を知り易き時を國の民相
集りて此の公権を保護する爲に章程を會議せるあり
古時希臘羅馬の諸合衆^{民主}小邦の如くあり去れども
も封疆日よ拓け人戸月よ増して今日の大國に到りて
其法を變して便利の道を設けざるを得ず此は於て
一國を區分し列府郡縣を爲して其地の住民中ニ就き
人望の屬する者を撰挙して名代人を爲し戸口を以て
準して其数を定ぬしあり其数ハ英蘭土四百七十九人
格蘭土五十三人伊耳蘭土百五人合て六百五十五人あり

一列郡を其業主地主より總代ナートを撰挙して名代人
を爲し府縣を全國カ工商之ニテゼンス及ブルゲスを名代人
を爲すあり物此名代人を國の名代人を爲りて政を議
する故に議員を利する身は如何に更に王家を輔翼
して公利國益を増加するを注目し且政府の取置に
於て失當あるを伺ふ時を其得失を論して之を擯斥
するの權を持するあり

一此の如く王家紳士平民の三局相合同して一政府を爲すよ
しり尊卑の別は有りとも雖も政を議するに到りてを更ニ

等差ある事あり三局の會同を要するあり
譬へハ今國家の大事あるに遇ふ時を先づ開議し局ニ於て
同意決定し其後他局の議を徑て初て一定をありし
是を國法と爲して王家の許可を受けし日を行法の日
限りす故に一局或は二局のみを於て決定し多る條理ハ
國法と着做して施行せざるを得ず

第三回

一議政院は於て掌握ある大權を年代を逐て漸く完備
せしむるよしして知らず^覺知^り以て今日ノ景況に到り初

より一定の論を立て施行せし者とありき^然實は人智
故以下推し測る處ありざるあり^然其体裁を血行の
君主と限制する處ありざる公權を^然持する議員と有りて
教部吏部海陸軍務内外国事其他の典刑に於て大事
件ニ屬し多る法律を之を廢立收置正し或は之を辨解
して獨裁の全權を此院中に包括し若し法律の定限
を超越するものありて之を矯正して疾苦災害等を省
視し處に章程等皆此院中の管轄ニ屬するあり其他
王家の系行を理整し定教を^然更改し國政及議院の

此處サレテ
様ニテ

体裁を新設して凡そ人智を以て企及せんとす萬機等悉く皆執り行はざる事あり是故に或家の論に議院の権を称して不可思議の全能をいへるも亦理ありと云ふべきあり

一此の如き無極の大権を委任する者之を幹辦する事能ざるもの或は失當の處置をある者の掌中付与する時大害を起さざるより其弊實を防く爲に議院に於て法則を設け齡廿歳に到らざる者を撰挙して西局中に列席せしむる事を許さす且つ忠國誓

約を爲せし者は非として下局に入らざる又外國より來住人にも西局中の議員となす事を許さざるあり且此の如く一定の法則有りて擅進を許さざる耳あるは縱令王家の爵を叙して借神を爲り或は衆民撰挙して下局の議員となさん事或望むも雖も若し各局に於て其人平生の罪状を鳴し之を犯すは其證據著明ある時亦之を擯斥して列席せざるを許さざるあり今試に審判を司る各廳を見らば法律を施行はる爲に何れも皆國法有り教法有り民法有り又各其特有の法則有りさる

て議院の如き大公會に至り豈彼を齊し其法則を以て之を得んや是議院の各局を以て處分する事事故他局の論を俟て各其局を以て審断せしめ其法則を以てあり故に上局にて蘇格蘭士の貴族選挙は下局より其定議を妨る能はず又下局にてブルゲスの公举は當りて上局にて可否する事を許さるあり且下局の官廳は於て西局に屬する大権を亦之を侵奪する能はずとすされを議院にて行ふ所及其法則を皆掌握の中より他より別な法度を設け之を料理する難し

一議員の殊典ハ實ニ廣濶にして涯涘なく且之を設立し其る原因を唯議員を保護して他人の欺凌を受せしむる耳は既に更には王家の虐政暴行を遏止せしむる為あり故に今若し議院の殊典を限制して所定の外更に施行する事を許さざる時行政官は於て其殊典を超越せし新法を企てる惡意を挟みて議院中の奸人凶者を擯斥せざるは托し自主の公権を潰乱せる事甚以て容易なるし故に西局の尊嚴として獨立する其殊典を限制せずして之を保護せざるあり且又各局の議員は於て他人

と最も著明なる殊典特を持は之を名けし言辭特の殊典特人身
の殊典特をいふ言辭特の殊典特と、國民自主なる一端として
即ち忌諱を憚らぬ敢言をありし政勢を辨駁するは議
院外の諸官廳より之を參劾詰問するに能はざるあり
人身の殊典特とい昔時より條例として議員へ匪徒より
暴行致加申るを禁止する事よあるは議員ある者
獄下は事あり且つ司法官より生命を以て捕拿する
事を得ざるあり亦し暴力を以て各局の議員を侵襲
する者い之を治するは議院を侮慢するの重罪を以て嚴
科ニ處し決て赦さず事あり故に議員自ら辨明に
あらずる罪ありはあらずと議院の殊典特を破りて之を
捕拿し監禁するを得ず
一其他の殊典特を惣て国法ニ係り多る常律を以て議員の体
面を玷辱せざるは又議員一身の自主に於て貴族、僧
神ある故に永世尊敬して輕侮は辱らざるは下局の
議院特を延期せし日より四十日及び再會の期日前四十日の間
とて貴族と同等に取扱ふは是現今の定律あり但し
議院の延期を一回八十日より多し事あり

第四回 上局特別の法律風習

一 曠昔の談子して今日行廢るゝ上局の^特殊典を禁林の射獵
あり古を議院に赴く貴族に於て法官紳士を論せし往還し
途中禁林を通行するに王家の免許を得ずと雖も林監
の面前に於て林中に麋鹿を射殺するを妨げあし若し林
監其所に居る時を角を鳴して之を呼ひ王家の畜獸を
竊獵するは^特何れを^特表せり其他王家の審案未と平
民の訟堂及貴族の審司と何れも^特過へも王家の司冠^特と俱に
其官廳に列席し法律を明しして曲直を断するを^特

ク井ノズベンケ

^特殊権を持せり亦外国事務司も代民訟司及び律司を俱

アツヒレニスセラル

に往日て徵召せ奉りして正しく上局の定員多しし近年
に至りては下局の議員中に加ふる事有り然る時に上局
に其席を省き之を局外のものとす

一 其他の^特殊典を貴族のよみ自己の缺席するを勅許を以て
己の意に隨ひ代員を選舉して上局の議員に充多しむ
るを得るあり他局の如き其本人素より衆民の代員
多る故に決して此の^特殊典を得る事能はれ

一 上局の各員に於て若し他人の選舉せし同局議員の其任

は堪ざることを察する時其事實を論駁して之を拒む
の公義を有す是は上局の免す処にして即ち是を明言と
言ふ

一惣て議案の紙尾は於て貴族の公義を感動せしむるに
ハ上局に於て其議を起し端緒を開くは下局に於て之を交
革するに在り是亦議院の凡習あり

第五回 租税の取立方并議員の選挙法に属したる

下局の法律風習

一大小の國事は於て三局一致協和はざるは下局の法律も
為して施行し難し雖も租税に到りては下局の権柄最も
大ありとす就中金穀の消補を第一に此局の允許を得る
事古来より論破するに能はざる殊^特典公義あり抑上
局の議員を皆世襲の貴族にして從來王家の意より
叙爵せし者あるを或いは王家に諂媚し又を権勢を攬
動せらるるの患少くは下局に至ては民庶の自由を達せし
為る其公舉は因り暫時の中議員の数は充つるに非
ざる斯る弊害の起る處に患あるを以てしきをも新租
税に國民に課するの權を上局に付するものと實に畏慎

す辱起事として唯下局に於て允許し多る浪費又淺陋
議等を排斥せしむるを好とするあり

一此局に於て議定し多る事件に他局に於て之を排斥するの權
ありと雖も更に之を抑制羈勒するを好し實に各極の
殊典^特と云ふべし殊に金穀の調達に就て國民に貢税を課
するの章程を其法則を毫厘も上局にる変更をへざ
るあり

一ナイツ、シテイゼンス、及ブルケス等の撰挙の如きハ我政体中
ニ於て暗に共和^ニ合衆の餘風ありを見るは足るなり凡共和^{民主の}

政治ハ國民より其主長となる故に唯撰挙は自身にして
更に王家貴族等より事あり故に共和^{民主}政治の諸邦に於
てハ撰挙の方則及撰挙をなす人員を定むる事最も肝
要なるものとす我英國の如きハ國民盡く相合はるは非
也とも各代人を出して政を議せしむるより此各代人を
撰むるも亦肝要にして王家の權に屬し其妄舉を防
ぐため法律を設くるも其端あり然れども之を約せ
る時を唯三則に過ぎず一曰く撰挙する人の吟味二曰く
撰挙を得る人の吟味三曰く撰挙の順次等はあり

第一 撰挙ある人の吟味 名代人或撰挙を辱き者も先
其資業或吟味し一定の立産業をも所持せざる薄地の者
て此撰挙を司らしめざるあり其故を若し履行の正し
うらざるもよき撰挙の権を与むる時を必ず心を化貨賄子感
口して撰挙を賣り終て姦猾のとも或も富有の家の
みを名代と為し争り公同の自主自由を破るの故あり

一別郡の^{惣代}撰挙は之を著るべし一王第四世の時及い
其後の法律と其者の所領中は於て一年より四十シリングの
地租を納むべき業主に限ることを定め但し此租税を

議院及法教に拘り多る賦金の外惣て諸の費用を除き
しともあり抑あ郡の^{惣代}地主の名代人として即ち國
中の地務を司るの故よ之を撰挙せざるべからざる所領あり
て基業祖傳の者と非ざるも六少くも生涯之を支配せし
ま、權を有せし其法

第一一年四十シリングの租税を納むべき地面を永代
所持せざる者

第二其身生涯の間諸租税を引去りて一年十封
度の價に地面を所持せざる者

第三 リースホルド^自ル^民宅^主称して一十年十封度の地面を

六十年以上借受け或は五十封度の地面を二十年
餘借受くる約定をなすもの者

第四 一人の地主より一年の租銀五十封度以上の地面を
借受ふる者

一 シテイゼン及ブルゲスの撰挙を国中の商業ニ関係するものと
あり商業を時と隨ひ隆替有りて一定の則なき故に
以前ハ王家より命を下して貿易繁盛の市邑より
名代人を議院に呼出せしあり然るは時運の開くるは後

い市邑の戸口相増して貿易繁盛ありし故終に立法
の一権を保持するに至り

一 ゼームス王第一世の時より大学校に於ては議員を撰挙し
る事習ふせり此議員は土地の事にも拘らずは貿易の
事にも預らる唯其野合の力を以て国民の自主自由の通義
を保護するものあり故に立法の権を保持する要員を為

せり

一 ^{府縣}ボロ^郡郡にて名代人を撰挙する権を從來其地の風俗制
度は従ひ各々異にして一定せざりし故に近世に至りては

尚其遺風の存せしむ再後改革をおせしより稍節制し基業を以て撰挙を為すの法則を為せり

第一是直の権義を持はるブルゲス及フリーメンハ惣て改革前と同く撰挙の免許を得へし

第二地主或を業主にて其ホーロ^{府典}に在住する者ハ此の免許を得へし

第三諸税を除きて十封度以上の産業を所持する者ハ貧民の撰挙に預るるを能はざる者ハ代りて此権義を得へし

一從來撰挙を為す各人の権を其撰挙を為し時子於て決定せしむ其中或を故障する者有りて同意せざるより可否を論駁して終るハシテ^別のセリ^{役人}或ハ撰挙の面前にて半月間も論駁を申し猶決せざりしとあり故に此等の役人として吟味する事と為せり但し吟味の間に一月餘も遷延する時を許すの失費ありて其害少からざるより千八百三十二年に於て此法を改革し撰挙に預るる

七年に取調して得たるを載し得上の人を擧
げ、その者ハ西島の各代人を其の事をも定めあり
一擧げを以て下局に職員やあるべき者をも
是らも議院の章程及び法律の如き之を節制
するありては法をたす揚ぐ

第一外國人の幼年の者、愚者在る及刑餘の人
第二裁判所の係役人及び謀及の罪其他の重

罪を犯せし者

第三に物店の擧げ、維新し役人

第四に租税の取扱、會計の關係する係役人

第五仕官の形を考せし者海陸軍士官を除く

第六王家より格杖持を編る者

第七擧奉の節補給を命たり或を不正し風

評ある者

第三議決を擧奉し上下局より出席せしむるを

議院の章程と法律とを照し之をわらあり

其法議院を討つ毎えとむる時より王家の命を

めてロルド、ケヤセロル内閣大士或は此役あるもの

死者又貴族に叙せられしと缺員ある時上下院の

議長より内閣の主席に票牌を送り主席兼包

と書付を各郡の役人にせりつ及び各府の擧奉掛りの

役より出り府郡の議決を擧げしむ且大學校

の副學士も同様のるを告知するあり

一の郡の惣代を擧奉するを其郡の裁判所

に於て文を自ら署名の後二日より六日十二日以内

にせりつ親ら取扱ありの并ボロの擧

奉らふ者を更なり後官内子擧奉掛りの

役人より取扱あり但し役人より三日前に其

名を布告する

一擧奉の法を公するを毫も不正確味の

事亦く勢免て人民の自主自由の道義を達
せざる事をもあするなり私闘をひひみひ徒
黨を結ぶ等の事嚴禁あり又擧奉の場所
を定むるも中^中一^中若し兵卒の
化戍する所を^二軍務司に告知して擧奉
の終るまで^二軍中^一に退きせしむるあり且擧奉
を人民の特権と看做し上局の議員或は府郡
の守宰に於てを交して關係を^一有らざり若
市街中の租税に關係する^一認得る人内を^一擧奉
擧奉に従事する^一竹を^一百封度の追新を課其

役を退きせしむるあり
一城の如く法を設ち下局^一職員の擧奉を
他二局の如くの^一凌辱を防ぎて立法の一部と爲す
外事の暴行を防ぎて其意を愛する^一然も
猶注意を^一あへざる^一其内閣の生きたる^一題點と
鑿刺との両害あり^一ある^一之を防く^一若し^一後あり
あり法を設け律を定めて若し不正の者ある
時を^一毫髪^一之を^一寛假^一する^一と^一あ^一視^一今の^一國^一律
子^一之^一を^一托^一する^一主^一從^一皆^一返^一還^一を^一起^一して^一議^一院^一
入る事^一を^一許^一す^一に

一前より言へる如く撰挙の法に於て不正ありて事
白ふる所を其美日郡中の一町に倉集を
し主筆せり或は他の撰挙を愛くる後人等賄賂を
受るとあり且この不務を忠実と爲さへし撰
を亦其後撰挙の事を始むるあり議員と爲
るへし者既して是の同意を以て皆手を揚
るあり若し而議論二流に分きて手を擧るを
能ざる所をポール選み人の姓名をと爲る事あり
然る時此手續を海に於て二日し市り
とポールに於ては翌日正延川にあり

一大學校を降るの外に都府郡縣に撰人を懸登る
るを爲免一日の猶豫をあり大學校を撰士
の諸方より未合をあり故五日の猶豫をあり
あり又後堂或は累行のみのありて若し撰挙
の役所より事故の生さる所を主筆せり或は撰り役
人に於て此事の詳道を至る正延川にせしむあり
一撰り役人純不務を撰挙を以てある者を吟味し
て其姓名を筆記のみの示しをポールに懸り載
せしむるあり主筆に於てはポールに終り
後其懸を封じしを主筆せり又下役のみの處

とあり相翌日^{三月三年}至りせり及ひ下役の中より一人甚賑を聞し擧げ奉人の多少を算計しこまおりの換取を布告し^無徹久に充つる人負を定るありポーロー^無に於ての換りの役人ありおりの後又^無を三日^無之を算計して告知せらるあり

一擧げの終り後^{お富}テ^或テ^無に^或る^無を^無せ^無り^無の^無ポーロー^無に^無て^無換り^無後^無人^無て^無擧げ^無奉^無に^無計^無り^無ある^無十^無イト^無及^無ひブル^無ダ^無スの^無姓^無名^無を^無記^無し^無玉^無王^無宮^無の^無呂^無古^無と^無俱^無子内^無閣^無の^無書^無記^無と^無邊^無と^無す^無可^無も^無計^無り^無議^無院^無を^無并

此の如く新あ

く^無時^無を^無集^無令^無の^無前^無日^無又^無と^無擧げ^無奉^無後^無の^無十四^無日^無内^無を^無以^無て^無期^無限^無と^無あ^無る^無あり^無又^無名^無し^無急^無り^無て^無議^無院^無の^無十^無向^無録^無ら^無付^無た^無五^無百^無封^無度^無の^無通^無新^無を^無出^無せ^無し^無む^無ろ^無あり^無又^無三月^無年^無に^無於^無て^無正^無安^無の^無擧げ^無奉^無を^無以^無て^無ある^無十^無イト^無を^無若^無し^無上^無言^無せ^無さ^無る^無け^無も^無百^無封^無度^無の^無通^無新^無を^無出^無さ^無し^無め^無の^無ポ^無ロ^無に^無於^無て^無換^無り^無の^無役^無人^無倍^無り^無し^無上^無言^無を^無あ^無す^無付^無り^無四^無十^無封^無度^無の^無通^無新^無を^無出^無さ^無し^無む^無且^無両^無省^無と^無も^無三^無皆^無一^無倍^無の^無儀^無報^無を^無削^無り^無出^無さ^無あり^無又^無換^無り^無の^無役^無人^無賄^無賂^無を^無後^無り^無し^無者^無あ^無き^無と^無三^無百^無封^無の^無通^無新^無を^無出^無さ^無し^無め^無て^無之^無を^無四^無討^無ら^無る^無あり^無

一右の如く擧擧をふしと言上りある者下局控へ
吟味をふし其偽りと不正を推考して沮拒
をふさぐる也之を正法の議員と看做さる
但し沮拒を為しし法律ハル井トリヤ今上の
定律第律第十一條十二條を載せしめく
下局の議長は初回の會議に於て擧擧
の擧擧を命し吟味のおとを委任さるあり又
同方より五人を命し沮拒を爲す意を
取れざし其後交着せし旨を一局中へ布
告さるあり

第六回 法律を創制する法

一法律の創制は上下の二局とも其方法大概
同一とし且大異あるをなく兩局皆議長あり
て上局の議長は内閣大學士即ち王座を預かる大臣
實感も王室の勅命を以て輔任せし者あり
め人の上局中を擧擧せし人等を以て其職
を居せしむるあり又其職務は全局の勅裁と
爲り局中より政事を議決する式目と
同るあり下局の議長も其局中を擧擧
を命し王室の允許を以てある者あり若

し下局に於て一議を起し何れも其議に同意
する所の身事を以て之を決定し且同意ある
や否ハ明に辨認せし免密書或は入れ等
を申由ら奉り但し入れを以て可名とするの
法ハ軒瀋を防ぎ其法を戒む所ニ其法あり
りし終り下局の議員の皆國民の名代人
として固より己の論を主張する所のニ非らず
且其利害得失他日於て衆人の憂喜を
受承する所故に明晰に論辨せしむるを
法とあり

一局中ニ差出せし議案に於て民の私事ニ関
係し國の爲に救卹を乞ふ所ニ有るもの
最初ニペテイションや御座る公願を為さる
其法を其事を奉言せし者をして其理由を述
へ救卹を乞ふ所ニ憂喜を訴陳せしむるあり
おひペテイションに於て實を採用して公議を以て
する者あるを局中の執事ニ其功勞を吟味し
之を全局に告げて公に論議せし免許をあた
り但し國の公事ニ於りて其世帯の事ある直
ニ議案を局中ニ差出さる

一議案を差出つる原手人の其書をも適宜の時に
於て局中披露せらるるあり其法を未由を委曲に
記して且其中に疑ひし事々條及び要件の謄へ
年月或は四討の輕重、金高等のめり目の阿見
し字体を替へて書さるるあり但し此等の原書
全局を定むる処あるが故に案中の赤字一
と其の交新を乞ひし本意を存する為あり
一若し上局に於て私事の議案起る時は人
の裁判司は其の身を告げ裁判司より各
交議を乞ひし事々條を記し其後全局の公

（月利）

議を出さるる毎公議し出す其議案を一
回後早りとて暫時猶豫をなし復し二回宣讀
をあたふありを身一面後早る毎に議長を自
ら局中のもの議案の事柄を披露して且
議案はさしや否やを詰問し若し反對の議
案の時、此議案を取用せざるありを皆其
議を以て至當とあす時の身二面の後之を
執事此議局中に告知して全局の公
ミツタイヤと為らるるあり
一全局の公ミツタイヤとて局中の惣体をいひ

一 此評議をある時を議長多々の其の序を
去り其の他議を尋常の議員を考り
之を評議するあり此時を議長を一章
一 局 評議を正して赤字を補填し又之
全案を新し改作する事あり物エムミッテイ
一 局 評議を正し局長より全案を改訂する
旨を布告し局中を以て更なる勸考を
ふさぐ免職を正し毎章毎局に於て全く
意ありや否やを問ひ局中皆其の意を同意
せしむるを知らしむる時を
斯くも又加ふ 其の議長を

刊印して第三回の宣讀を及ぶありむも其時
於ては猶舊の正流削する事とを許すあり此
手續終りて後議長其書を開きて之を予
に捧げ此議案の全く執行する事やを問ひ其
意の者あり時を標題を定めて局中の一人を命
し之を上院に携へ行ひて其同意を乞ふむる
あり此一人を評議の議長と爲る時を
議長其序を下り之を更取あり
一 上院に於て此書を該取りて後披露をある手續
と下院と異なる事ある事ありむも其議長

同意せざる所ありしを執揚け給ふ時ハ其事
を披露せず議案を其位ニ取納め^{申上}西局
と議議を生じて互にお争^争やをも妨^妨あり又
若し同意しそ^二其意あり時上局より使員
を遣り^一重大の國事^二律昭^一同意せしむるを答へ
警^警正せしむる條あり時其位上局より
ありむる警^警正せしむる條あり其旨趣を
議案^二原へ下局に送りて同意あるやを問ひ
若し下局に於て異議を言はざる時上局
より名代人を出し之を誘判せしむるあり

^中名代人の彼此の間より時宜に應じ此議案
を取扱ひ其事を了すも若し^二両局の議議互
にお譲らざる時其位^一を採申せざるあり
ある^局下院より上局の警^警正せしむる條あり其意あり
時一人の議案をして復多之を上局に還送し
同意の由を答ふるあり但し上局に於て議を起
せし時其手續も亦下局と異あるとあり
一議案を両局にて同意する時其通例上局に其
議案を認め^二其旨の允許を付し^一但し
錢程の事と辨りし上局にて同意の後之を

下局の爲め至らざり

一恩曲或赦免の儀を度はる時を初る王の御
押節をあし其後西局の勢を出して一面毎の宣
讀をあし別々警正を加ゆる事あり

一王の御許を乞ひて其儀を度はる二様あり其一の同王
自ら其御臨あり其式に王冠を戴き正服し
て上局の御下局の儀より至るは皆ハ
二呼ひ集め西局にて同意の儀案の標記
を宣讀し終り後院中の王御王家の御答
を代述するあり其法公案あはれ陛下之を

換らねむとていひ私案あはれ下領の如くわが
ともしふ若し王の御許を乞ひて其儀を度はる時を陛下に
猶勘考を乞ひていひあり但し後院の事あり
して下局の儀長より之を王の御許に呈し其回答
を陛下に呈し謝し其恩に従ひわが御
あり又恩曲を王の御許に呈し其儀を度して同王の
乞ひて其儀を度はる時を初る王の御許を乞ひて其恩を謝し
るあり其辭の儀院に集りて其恩を謝し
士平民全國民の代りて其恩を謝し
し且つ後身無疆ある事をも乞ひて其恩を謝し

一第ニ書面を以て允許をよぶるあり其法固
王親の若を記し國家を押して兩局内にある
上級の者も送ふるあり以手續を以て允許
をあり後議院の定律師即國法とありを施
せざるあり

一此定律師は國法に直に國來し記し別々領
布はるるを申ひざるあり其法を我英國の人民
は皆中議院より出席する者も権を付し名代
人を出すより其事を記して國より兼知
あるべきあり

一延期を今日の會議を他日して延引せざる
いふあり各局各其意に任せて日毎延引せざるあり
たゞ其日或は其他の事故あり其期年月
一月の妻子に或る事あり但し局に於て延期
を為し物とも他局に於て其關係はる事あり然
るとも王より延期を告ぐるときは各局皆王家
の意に任はるるを定法とす

一擔擱といふ今の會議に於て交しつる事
他日する之を延延はるるをいふあり是は王家の意
に従ひ取らるる者として其法を王家の面より於

て内閣大學士其由を詳述し又王家の使員或
は圖書を以て之を布告せしむるあり此の如く
兩局皆其期を後延ばるるを法とす其法を擔擱
ハ延期と同一なりして議院皆之を變遷せし
むる事あり

一散衙といは議院の解散をいふあり其法三様
ありて第一王家自ら其不臨み或は代々
を以て其由を陳述せしむるあり但し王家の議
院を召集せしむるの全權を執れるのみは議
院を以て暫時擔擱せしむる或は解散せしむ

る事其特典の一なる屬して其意を任するあり
是れ皇室を固る者ありて常に議院を用ひ
て之を召集せしむる其勢ひ終るる行政及
を侵凌しむる事ありて其害を以て之を以てあり
一第一王家の使員去りて依りて議院を解散せし
むるあり從來は散衙の國王没後せし後より之を
施せしむるありて是王家の兩局の王長あり
るものあり王長^設なれる時其兩局俱に解散し
るを定むとせしむるあり然りて嗣君即位
の後若し急ぎて議院を召集せしむるとさる

けり其事甚し不便にして且つ纏嗣未定ら
に因基未定たり若し議院の設けあけ
るに禍害の生るる所なき事ありや
ヤム王弟三世の時終て王家没ぬの後六
月の間議院も其後存在する所なき律
を改けたり又ジョルナ王弟三世の時復之を
増補して若し議院を解散し未だ新議
院も集令せざる時若し国王没ぬは其時
議院をして空月の間其後存する所なき
を定む但し新議院集令の日を定む

後国王の没ぬる時は亦同法を用ゆるあり
一第三一定の期限を満るる時散衛をあすあり
蓋し議院の官制に集令をあす或は今王
位世の中若し交代缺員ををあする時は議
院の過錯を改むるを以てして弊害を以
てする法あり故に一定の期限を定め其時
お交換し若し國人の現令の議院を以て
とあする時は再令の時終て之を休退せし
むるあり
一議院の散衛は第廿月を以て其期限と爲す

あふぬきとも時直ふらふ亦其期限内之
て解教せしむる事あり